

# 入札公告

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターにおいて、下記のとおり一般競争に付します。

平成31年 1月24日

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局  
筑波産学連携支援センター長 松井 章房



## 記

### 1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 筑波産学連携支援センター研修生宿泊施設管理運営業務
- (2) 業務の概要 入札説明書のとおり
- (3) 業務期間 平成31年 4月 1日～平成32年 3月31日
- (4) 入札方法 入札金額は研修生宿泊施設への研修生等の受入等に関する業務に対する金額(月毎に設定する固定の金額)及び研修生宿泊施設の清掃に関する業務に対する単価(清掃場所・種類に応じ設定した単価)に当センターが別途提示する予定清掃回数を乗じた金額の総額を入札金額とする。  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」においてA、B又はC等級に格付されている者であること。
- (4) 宿泊施設のフロント業務の実施について、宿泊室数100室以上の施設において過去5年間に2年以上の実績を有すること。
- (5) 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 平成31年2月28日(木)12時00分までに入札参加申請書に必要書類を添えて提出できる者であること。
- (7) 入札説明会に参加した者であること。

### 3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所  
〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9  
農林水産技術会議事務局 筑波産学連携支援センター 総務課 用度係  
電話番号 029-838-7221
- (2) 入札説明会の日時及び場所  
平成31年 2月14日(木) 14時00分～  
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 入札室
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
平成31年 3月 8日(金) 14時00分～  
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 入札室

### 4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、次の①の要件を満たし、かつ入札説明書に示した調達内容を完全に履行できることを証明する書類を作成し、入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
① 契約履行地に本社、支社、営業所、代理店等を有している者。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した調達内容を完全に履行できると支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者を決定することがある。
- (7) 詳細は入札説明書による。

### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当センターのホームページ(<http://www.affrc.maff.go.jp/tsukuba/top/>)をご覧ください。